

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項第一号、第二十四条第一項及び第三十四条第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。